

## 議会基本条例策定特別委員会（第23回検討事項）会派検討内容

検討事項	通年議会の導入について	「議会基本条例（素案）」の市民報告会（案）について	福島市議会基本条例施行に係る検討事項 （検討組織案が議会運営委員会以外のもの）
「条文案」 「逐条解説」 提示内容	○条例案文（案） （議会の会期） 第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2の規定により会期を通年とする。 2 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に条例で定める。 ○逐条解説（案） 【趣旨】 □本条は、議会の会期について定めたものです。 【解説】 □第1項は、議会は、法第102条の2の規定により会期を通年と定めたものです。 通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための条例で定める日から翌年の当該日の前日までの（1年間）を会期とするものです。 □第2項は、会期を通年とするための必要な事項は、別に条例で定めるものとします。	I、市民報告会検討事項 (1)開催日について (2)開催場所について (3)市民報告会の役割分担について ①抽選方法（案）について (4)市民報告会質疑応答方法について  II、市民報告会次第（案）  III、「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会実施要項（案）	○震災復旧復興対策調査特別委員会（小委員会）で検討するもの 1、福島市議会災害対応に関すること ○代表者会で検討するもの 5、会派及び各会派代表者会に関すること ○政務活動費検討会で検討するもの 6、政務活動費に関すること ○議会改革検討会で検討するもの 9、議会報告会に関すること 12、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置 13、市民との意見交換に関すること 14、パブリック・コメントに関すること 24、政策討論会に関すること 25、議会改革を継続的に取り組む組織に関すること 27、基本条例の見直し手続に関すること ○（仮称）政治倫理条例策定特別委員会で検討するもの 26、議員の政治倫理に関すること
区分	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等
真政会	（今回の意見） ・特になし	（今回の意見） ・特になし	（今回の意見） ・No.1福島市議会災害対応に関すること 検討組織を議会基本条例策定特別委員会（小委員会）で検討することとしたい。 （理由）議会基本条例策定特別委員会が議事の内容に精通しているし、スピーディーな検討が出来ると思われるので。
みらい福島	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承
市民21	（今回の意見） ・特になし	（今回の意見） ・報告会にあたり、基本条例の概要版が必要ではないか。 条文の列記だけでは分かりづらく、市民に理解していただくことが重要であることから、アピールも含め特筆部分や議会がこう変わる等を網羅した概要版が必要。	（今回の意見） ・No.1福島市議会災害対応に関すること 震災復旧復興対策調査特別委員会（小委員会）での検討は、東日本大震災に限らないことから総務常任委員会での検討が妥当と考えます。災害対応として議会運営上当局協議の必要性が出た場合は部分的に議会運営委員会で検討する。 施行予定について、「別に定める」の表現は、条文にはなく解説のみであることや、条文に「別に定める」とある政治倫理の関することと同様に平成26年4月以降でよいのではないかと考える。検討期間については検討開始時期を平成26年4月まで待つ必要性がないと考える。検討開始期間は平成25年8月からでよいのではないかと考える。
公明党	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承
日本共産党	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承
社民党・護憲連合	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・原案で了承	（今回の意見） ・検討組織について、施行予定について原案で了承 ・政治倫理に関することについて、検討期間を平成25年8月から検討することを提案（十分に検討時間をかけること。検討時間の確保のため。）